

議 長 日程第5「議案第43号松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第43号松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成28年9月7日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。建築基準法施行令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

子育て健康課長 松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。こちら、松田町家庭的保育事業等とございますが、こちらにつきましても、定員が5人以下の家庭的保育事業と定員が6人～19人までの小規模保育事業について基準を定めたものでございます。現在、当町には該当する施設はございません。今回の改正内容につきましては、上位法であります建築基準法施行令と家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことによるものでございます。建築基準法施行令の改正点につきましては、特別避難階段の排煙設備の構造方法を国土交通大臣が定めたものだけでなく、新しい構造方法や多様な設計方法を導入し、より合理的かつ実効性の高い建築基準とするため、国土交通大臣の認定を受けたものでも可能とするものでございます。

また、家庭的保育等の建物の設備及び運営に関する基準の改正につきましては、朝夕などの保育士の配置の弾力化ということで、家庭的保育事業等においては保育士を2名以上配置することが省令上求められておりますが、乳児または幼児の年齢別の配置基準を超えて保育士を配置している時間帯に限って、保育士のうち1人を保育士と同等の知識・経験を有した者にかえることを可能とするものです。

それと、幼稚園教諭等の活用についてということで、家庭的保育事業等における必要保育士の数の3分の1を超えない範囲で、幼稚園教諭、小学校教諭及

び養護教諭を保育士にかえて活用することを可能とするものでございます。

新旧対照表をごらんください。こちら、第29条の表の中の改正になりますので、2ページをごらんください。右側、現行の下線部ですけれども「外気に向かって開くことのできる窓もしくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができる認められるものに限る。）を有する付室」というものをですね、緩和することになりまして、左側の改正案では「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」という改正になっております。下の下線は条ずれということで同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとするということで、改正されております。

同じく4ページ、改正内容が同じものでございます。4ページの下段になりますけれども、第6項以降が新設となります。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）第6項、当分の間、第30条第2項各号または第45条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第30条第2項または第45条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を置かなければならない。

第7項、当分の間、第30条第2項または第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭もしくは小学校教諭または養護教諭の普通免許状（教職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8項、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型または保育所型事業所内保育所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第30条第2項または第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じ

て置かなければならない保育士の数を差し引いて出た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9項、前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第30条第3項もしくは第45条第3項または前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の適用がないとした場合の第30条第2項または第45条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

改正本文にお戻りください。2ページです。附則。この条例は、公布の日から施行する。

説明は以上になります。御審議のほどよろしく願いいたします。

- 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
- 12番 大 館 新旧対照表の2ページですね。2ページの4階以上の階という欄ですけども、我々、建築士でも何でもないんでね、ちょっとこの辺を、どこがどう違うのかというのを、ちょっと説明していただきたいです。
- 子育て健康課長 現行では「国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができる」と認められるものに限る」ということになっているんですけども、改正案では、多様な設計方法を導入して合理的実効性の高い基準とするため、その後にはですね、国土交通大臣がこれもいいですよと認定、規定してあるものではなくて認定を受けたものでも可能ということで、緩和されるものがございます。
- 12番 大 館 別に、開所するわけじゃないから、そういうことを聞いているんじゃないで、構造的にこういうものを簡単に、法ではこうですよなんて我々も専門家じゃないからわかんないから、どういうことなのかなという疑問を持ったから質問しているんで、その辺をちょっと。
- 子育て健康課長 例えばですね、階段のところにあります、例えば役場でもあるんですけど、防火扉みたいなのがありますよね。階段室が煙突にならないようにということで、そういうものの構造とかのことでございます。（「違うよな」の声あり）
- 議 長 担当課長、もっと明確にですね、これは排煙設備のことを言っているんじゃない

ないかと思って、防火扉とはまた意味が違うんじゃないかと思慮されますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。

12番 大 館 担当者だから、そういうことも調査をして、認識としてできてないと、例えば開所試算されたときに、どういうことなんですかっていう話になったら説明できないでしょ。それで意地悪質問をしたの。

議 長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声多数)

それでは、質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略して採決を行います。日程第5「議案第43号松田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。